

# Internet World Wide Watch

グローバル・インターネット 21 世紀の課題

## 第5回 インターネットガバナンスの未来

文: 福富忠和

wvyz@jca.apc.org

### ICANN 理事の選出方法に 批判が噴出

この原稿を書いている真っ最中に、横浜ではICANN横浜会議[2]が始まった。

ICANNは、本連載の初回[3]でも触れたように、ドメイン名の問題、登録の問題、米政府の影響の問題などに関する議論を踏まえて、インターネットの自治（インターネットガバナンス）を実質的に実現するための試みだと言えるだろう。

今回の横浜会議は、前回のカイロ会議の内容などを踏まえて、新しいgTLDの増設方法、会員選挙、ccTLD（国別トップレベルドメイン）の管理・契約のあり方などが議論の焦点になることが予想されていた。

技術と管理上の問題に端を発していることもあり、やや専門的な内容になりがちなICANN関連の議論は、これまで一般のメデ

ィアなどでも扱われることがほとんどなく、またインターネットのコミュニティでも、技術者中心に議論が進んできた感がある。

ところが、本連載掲載後からほどなく、ICANNに関する疑義や批判が、特にアジアやアフリカをはじめとする発展途上国の市民団体やNGOなどから聞かれ始めた。11月までに改選される予定のICANNの一般理事（At Large）の選挙方法などが公開されたこともあるが、国家主導でない「ガバナンス」の誕生に対して、各国政府レベルでICANNへの影響力を確保しようとする動向が見え隠れしはじめたことも大きいだろう。

### ICANNの理事に「日本代表」 を送ろうとする動き

日本では、JPドメインのレジストラであるJPNIC（社団法人日本ネットワークインフ

この連載の第1回でも取り上げた、ICANNの横浜会議が7月12日から17日まで開催された。従来の国際組織と違い、民間主導型のガバナンス（自治、統治）を行う組織として期待されてきたICANNだが、ここにきて不満や批判も出始めてきた。多くの人々がICANNに求めているのは、真の意味での民主的な運営だ。これが達成できるかどうか、インターネットガバナンスの未来がかかっている。

我々はサイバースペースの中に、精神の文明を築くだろう。あなたがたの政府がこれまで作ってきた世界よりも、それがより人間的で公正であらんことを。

ジョン・ペリー・バーロー「サイバースペース独立宣言」[1]

オメーションセンター)を事務局に「ジャパンICANNフォーラム」[4]が発足した。国内の企業・大学関係者、政府外郭団体が構成されるこのグループの位置付けはさほど明確ではないが、「国際的に発言の機会を増やし、日本のひいては世界のインターネットの更なる発展を図るためには、日本から多くの理事をICANNに送りこむことが理想ですが、そのためには一人でも多くの人々にこの問題に関心を持ってもらう必要があります」(「ジャパンICANNフォーラム事務局「ICANN理事選挙への取り組みのお願い」より)とあるように、日本の国益を、ICANNを中心とするインターネットガバナンスの中で確保していこうという動向の1つであることは間違いないだろう。

事実、筆者自身がいくつかの委員を務める通産省の外郭団体MMCA(財団法人マルチメディアコンテンツ振興協会)[5]からも、関係者に「このたび、国内の民間企業、団体が中心となり、ICANNおよびICANN理事の選挙権を持つAt Large Member(一般会員)の活動を国内に広く知らしめるとともに、ICANNの理事に日本から立候補できるような環境を整えることを目的として、『ジャパンICANNフォーラム』が発足し、当協会も賛同し活動に参加することといたしました」(「ICANN理事選挙への取り組みのお願い」)という文が送付され、At Large会員登録を行い、日本からの理事を選出することが推奨されている。こうした呼びかけは、@nifty[6]

やYahoo! Japan[7]などにも見られる。

こうした国家や産業を中心とする権益確保の動きは、国家という枠組みを超えての「ガバナンス」が理想として求められているICANNに対して、矛盾するとも言える。

ICANNの設立規約でも「理事は、彼らを選出した下位団体、彼らの雇用者、または他のいかなる機関もしくは組織体の代表としてではなく、コーポレーション(ICANN)の最善の利益と合理的に信じられるところにしたがって行動する義務を負う個人として働かなければならない」(本多広高・訳)とあるところから、こうした動向に批判的な意見も少なくない。特にAt Largeの選挙では、理事をアジア圏から1人しか選出することができないことから、すでに多くのAt Large会員登録が予想される日本へのバイアス作りには、NGO団体などからの批判も出ている。

### 市民団体からのICANNへの提言「横浜宣言」

こうした動きに加えて、ICANNそのものへの批判的な提言も出てきた。古くから活動するCPSR(社会的責任のためのコンピュータ専門家)[8]を中心に、「インターネット民主主義プロジェクト」[9]が作られ、米国、英国、日本、南アフリカ、カンボジア、ブルガリア、スイス、ガーナ、エクアドルなどのNGO団体が、「市民社会とICANN選挙につ

[1]John Perry Barlow, 'A Cyberspace Independence Declaration'  
[www.eff.org/pub/Publications/John-Perry-Barlow/barlow\\_0296.declaration/](http://www.eff.org/pub/Publications/John-Perry-Barlow/barlow_0296.declaration/)

[2]ICANN 横浜会議  
[www.icann.org/yokohama/](http://www.icann.org/yokohama/)

[3]インターネットマガジン「グローバル・インターネット第1回: ICANNとインターネットガバナンス」2000年5月号

[4]ジャパンICANNフォーラム  
[icann.nic.ad.jp](http://icann.nic.ad.jp)

[5]財団法人マルチメディアコンテンツ振興協会  
[www.mmca.or.jp](http://www.mmca.or.jp)

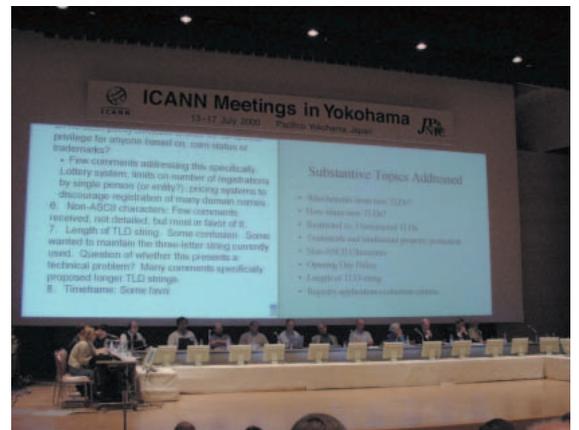
[6]@nifty: ジャパンICANNフォーラム  
[www.nifty.com/special/icann/](http://www.nifty.com/special/icann/)

[7]Yahoo! JAPAN「インターネットの健全な発展のために私たちができること」  
[event.yahoo.co.jp/docs/event/icann/](http://event.yahoo.co.jp/docs/event/icann/)

ICANNのAt Large会員数(上位30か国: 7月13日現在)

国名	人数	国名	人数
日本	15334	スペイン	164
アメリカ	10077	イタリア	160
ドイツ	7596	スウェーデン	145
イギリス	1458	ニュージーランド	141
カナダ	1348	ベルギー	137
韓国	784	アルゼンチン	134
フランス	619	ブラジル	98
オーストリア	555	シンガポール	92
オーストラリア	519	南アフリカ	79
スイス	475	中国	74
タイ	390	イスラエル	74
インド	269	マレーシア	72
オランダ	233	ノルウェー	66
メキシコ	194	台湾	62
アイルランド	183	デンマーク	61

アナウンスの効果もあって、ICANNのAt Large会員(一般会員)は日本からの参加者が最も多くなっている。[members.icann.org/pubstats.html](http://members.icann.org/pubstats.html)



7月12日から17日まで開催されたICANN横浜会議(概要については196ページ参照)



# Internet World Wide Watch

[8]  
Computer Professionals for  
Social Responsibility  
Jump www.cpsr.org/  
internetdemocracy/

[9]  
Internet Democracy Project  
Jump www.internetdemocracy.net

[10]  
横浜宣言 (日本語訳)  
Jump www.jca.apc.org

[11]  
INET2000  
Jump www.isoc.org

[12]  
Electronic Frontier Foundation  
Jump www.eff.org

[13]  
パーロー、前掲の宣言文より

いての横浜宣言<草稿> [10]を6月27日に  
発表し、横浜会議において発表・宣言される  
ことになっている。

またこれらの動きを受けてICANN横浜会  
議でも、非公式なものではあるが、「市民社  
会フォーラム」という名のセッションが設け  
られ、市民やNGOとの意見交換を行うこと  
になっている(7月13日)。

事実、この「横浜宣言」は、決して急進  
的な内容のものではなく、従来から指摘され  
ていたICANNの問題点をもカバーし、また、  
かなり具体的な改善策を提案するものともな  
っているため、ICANNサイドでも無視できる  
ようなものではない。

というよりも、あらゆる国際的な協調や調  
整の動きの中で、NGOやNPOといった市民  
社会セクターの活動が重視されている現在、  
国家や国家間調整の動きから自立したガバ  
ナンスを目指すICANN、ひいてはインターネッ  
トにとって、これらの提案への対応は重要な  
試金石といえるかもしれない。

## 真の独立が求められる インターネットガバナンス

ICANN横浜会議に続いて、18日から開催  
されるインターネットソサエティ (ISOC) 主  
催のINET2000[11]では、そのスローガンと

して「すべてのひとのためのインターネット  
(Internet is for everyone.)」を挙げている。  
これは、地域や経済の格差、年齢、障害の  
有無、性別、人種といったさまざまなバリア  
を超えたアクセスを、インターネット上に実  
現していきたいという意味表明だろうか。も  
しそうであるならば、特定の企業や国家とい  
ったものからの影響は、やはりできる限り  
避けた組織運営体制が望まれるだろう。

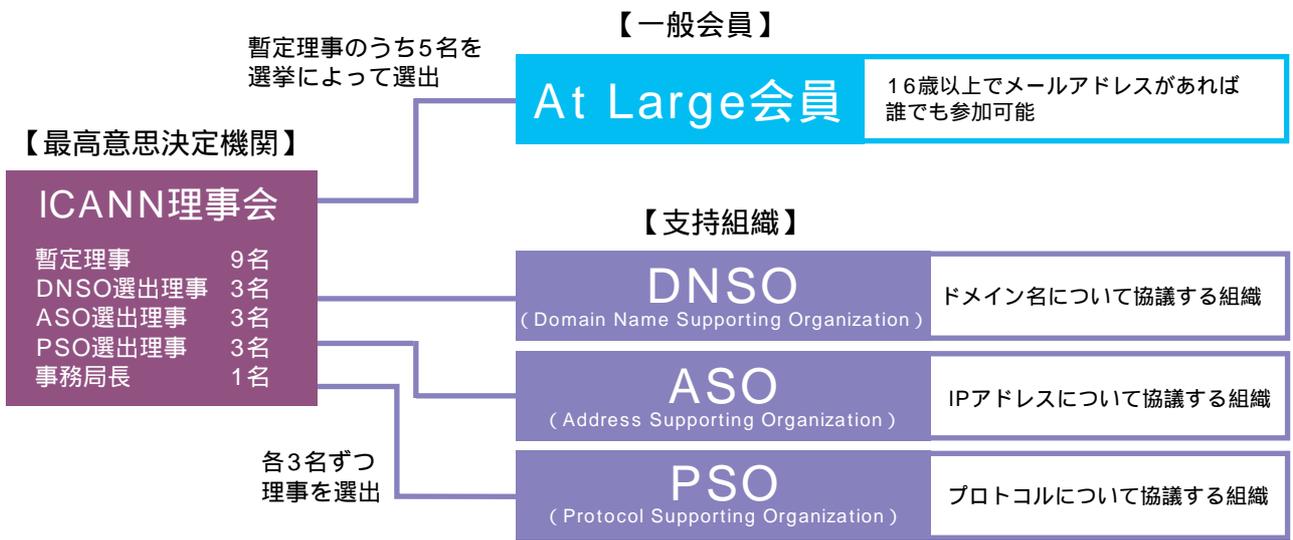
1996年、米国政府が通信品位法を施行し  
たとき、電子フロンティア財団[12]の創始者  
の1人、ジョン・ベリー・パーローはサイバ  
ースペースの独立を宣言した[13]。宣言はあく  
まで詩的なアジテーションに過ぎなかったが、  
21世紀を前にその効力はまだ衰えていないと  
思えるのだ。

「我々が築きつつあるグローバルな社会空間  
は、君たちが我々に押し付けようとしている  
専制から、本性上独立している、と宣言する」

パーローはこの宣言を以下のように結んで  
いる。この文言が、実際のインターネットの  
未来に描けるか否かが、私たちに問われ始め  
ているのだ。

「我々はサイバースペースの中に、精神の  
文明を築くだろう。あなたがたの政府がこれ  
まで作ってきた世界よりも、それがより人間  
的で公正であらんことを」

### ICANN理事選出のしくみ



# 市民社会とICANN選挙についての横浜宣言〈草稿〉

2000年6月27日 インターネット民主主義プロジェクト

[www.internetdemocracy.net](http://www.internetdemocracy.net) [www.cpsr.org/internetdemocracy](http://www.cpsr.org/internetdemocracy)

日本語版訳 小倉利丸 [ogr@nskn.or.jp](mailto:ogr@nskn.or.jp)、安田幸弘 [yukihiro@jca.apc.org](mailto:yukihiro@jca.apc.org) [www.jca.apc.org](http://www.jca.apc.org)

## ・発起人

Karl Auerbach	Individual Domain Name Holders Constituency ( USA )
Chris Bailey	Internet Rights Campaign Association for Progressive Communications ( APC ) ( UK )
Tracy Cohen	LINK/Wits University ( South Africa )
Marc Holitscher	Unit for Internet Studies ( Switzerland )
Tomoya Inyaku	JCA-NET ( Japan )
Hans Klein	Computer Professionals for Social Responsibility ( CPSR ) ( USA )
Norbert Klein	Open Forum of Cambodia ( Cambodia )
Veni Markovski	Internet Society - Bulgaria ( Bulgaria )
ICANN Membership Implementation Task Force Chair for East Europe Milton Mueller Syracuse University ( USA )	
Toshimaru Ogura	Net-workers against Surveillance Task-force ( NaST ) ( Japan )
Nii Quaynor	Network Computer Systems ( NCS ) ( Ghana )
Roberto Roggiro	INTERCOM - Ecuaneq ( Ecuador )
Marc Rotenberg	Electronic Privacy Information Center ( EPIC ) ( USA )
Barry Steinhardt	American Civil Liberties Union ( ACLU ) ( USA )
Shinji Yamane	Japan Chapter preparatory committee ( Japan )
Computer Professionals for Social Responsibility ( CPSR )	

## 基本的な考え方

1. ICANNは代議制をとらなければなりません。
2. ICANNは透明性を確保しなければなりません。
3. ICANNはボトムアップの手続きを取らなければなりません。
4. 知的所有権は他の諸権利に優先するものではありません。
5. ICANNは技術的な政策決定に限定されなければなりません。
6. ドメイン名空間は特に公共的な資源ではありません。
7. 人為的な不足状態を作り出した中央集権化されることは避けられるべきです。
8. ICANNはプライバシーを尊重しなければなりません。
9. 経費は最小限度にとどめ、公平にすべきです。

## ICANN選挙の争点

1. ICANNは代議制をとらなければなりません。  
ICANNは現在、民主主義の機能障害に苦しんでいます。1998年のその創設以来現在まで、商業セクターは理事会に不釣り合いな数の代表を送ってきました。民主主義の機能不全は少なくともすべての一般選出理事の席が選挙による代表で埋められるまで続くことになるでしょう。  
・すべての一般選出理事会の席は出来る限り速やかに埋められるべきです。  
・完全な代議制によらない理事会で承認されたいかなる政策も、再度の承認のために年次投票にかけられるべきです。( サンセット条項 [ 組織のありかたを定期的に見直すことを要求する条項をいう訳者注 ] )  
・ ICANNはその規約にメンバーシップの規定をもうけるべきです。選挙の手続きはもっと公開されるべきであり立候補の条件を緩和し、メンバーシップについてのすべての権利が認められるべきです。特に、メンバーの法的な権利を弱めようとする条項は規約から削除されるべきです。  
・ドメイン名サポーター組織 ( DNSO ) は、その構成を、ビジネスや知的所有権の利害関係者に与えられている不釣り合いな代表数を削減して再構成する必要があります。  
・DNSOは、個人のドメイン名保有者、開発途上諸国、零細企業の有権者を含む新たな有権者を認めるべきです。
2. ICANNは透明性を確保しなければなりません。  
情報の共有は、すべてのICANNの決定の前、決定の過程で、そしてその後であっても最大限保障されなければなりません。  
・ ICANNはすべての決定の過程についての記録を、個人に属するものや契約交渉に関わるものを除いて、利用できるようにすべきです。  
・ ICANNの金の流れの仕組みはもっと公的なものにするべきです。厳格に一貫した資金の経路が支出請求、承認、購入伝票の発行、送り状、配送、支払いについて確立されなければなりません。  
・ ICANNは、どのようにしてICANNに認められた範囲内でその活動が行われ、どのようにその決定がICANNの参加者の大多数の合意に基づきオープンで透明な手続きで行われたかを説明する各決定ごとの報告書を出すべきです。

3. ICANNはボトムアップの手続きを取らなければなりません。  
ICANNはその政策や実施がそのスタッフによって決められる組織となる危機に瀕しています。ICANNは、非中央集権化されたボトムアップが組織の基本となるべきであるというその当初の考え方に再度立ち戻る必要があります。  
・ ICANNのスタッフやCEOは手続き上の保護措置やチェックアンドバランスへの尊重をよりいっそう態度として示すべきです。  
・ ICANNの代表のために確保されている非選挙理事会の席は廃止されるべきです。理事会はすべて民主的に選挙されるべきです。  
・ ICANNは新しい代表を第一回の一般選出選挙が終わるまで選ぶべきではありません。ICANN代表のポジションへの立候補は一般選出選挙後まで受理すべきではありません。  
・ ICANNの創設に積極的な役割を演じた個人や団体はICANNからいかなる利益も得るべきではありませんし、その役割が終わって24ヶ月が経過するまでICANNといかなる契約も結ぶべきではありません。( ICANNと外部のパートナーとの間で頻りに人事の入れ換えをやるような「回転ドア」状態は許すべきではありません )  
・ 理事会のメンバーとなった人やICANNの事務局を担う人はICANNからいかなる利益も得てはなりませんし、その役割を終えて24ヶ月が経過するまでICANNとの契約主体とはなりません。  
4. 知的所有権は他の諸権利に優先するものではありません。  
人権に関する欧州協定では、「何人も表現の自由の権利を有する」( 第10条 ) と定めています。ICANNは、所有権を保護する目的で表現の権利を侵害すべきではありません。  
・ DNS管理は知的所有権 ( IPR ) の範囲を拡大するための手段に利用されるべきではありません。市民法は所有権を規制するのに必要な手段として機能してきました。国際的なIPR保護の範囲や性質の変更は各国の立法や国際的な条約によってなされるべきです。  
・ DNS政策は他の政策領域と重なりあうことが避けられないとすれば、ICANNは、表現の自由、プライバシー、パブリック・ドメイン、非商用利用の諸権利、法、規範をも等しく尊重すべきです。  
・ インターネットユーザーの代表や合意なしに1999年に成立した統一ドメイン名紛争処理方針 ( The Uniform Dispute Resolution Policy ( UDRP ) ) は、再評価と再度の承認のための投票を行うべきです。  
・ 知的所有権は商標のためのドメイン名空間における特別のゾーン ( たとえば、トレードマーク ) を確立することによって最大限に保護されます。( たとえば、trademark )
5. ICANNは技術的な政策決定に限定されなければなりません。  
DNSに固有のインターネットユーザーに対する権限は公的な政策を行うために用いられるべきではありません。  
・ IPアドレス管理やDNSルートサーバ管理が同じ組織のなかで結び付けられる必要はありません。アドレス管理をDNS政策の策定から分離することには確たる政治的、組織的技術的な理由があります。

- ・ ICANNはインターネットを支配したり、その内容に関わる政策を促す手段にもちいられてはなりません。その規約は明確に、役割の拡大 ( 「裏の任務」 ) がなされないようにガードするためにその権力を制限することを認めるべきです。
- 6. ドメイン名空間は特に公共の資源ではありません。  
「 [ ドメイン ] 名前空間は公共の資源である 」 という主張 ( ICANN政府諮問委員会 ) は、国による過度な管理に根拠を与えるものとなります。同時に、国別コードのトップ・レベル・ドメイン ( ccTLD ) レジストリの「自然独占モデル」は、過度なコントロールの機会を作り出してしまいます。  
・ ドメイン名空間は特に公共の資源というわけではありません。ドメイン名空間のゾーンへの公的なコントロール ( パブリックなコントロール ) が必要との主張は、明確なその理由づけが必要です。  
・ ドメイン名空間の公共資源は各国政府の管理下におかれる必要はありません。  
・ 国を越えるグルーピングや、国内や、準国内の、地域の、文化の、言語の、そしてその他の社会的政治的なグルーピングのための多様で、並列的で、場合によっては重複するTLDレジストリはルートから排除されるべきではありません。これは、活気ある市民社会の基本です。
- 7. 人為的な不足状態を作り出した中央集権化されることは避けられるべきです。  
DNSのコントロールポイントや人為的な不足はインターネットへのアクセスの障害となり、ユーザーへの規制を助長します。  
・ DNSルートは安定した運用を脅かすインターネット上の唯一の欠点です。  
・ 単一のDNSルートは、コントロールポイントです。ICANNは集権化されたアーキテクチャーを避けるようDNSの漸進的な発展を支えるべきです。  
・ ICANNはDNSと代替的なドメイン名空間との相互接続を促すべきです。  
・ ドメイン名の不足はコントロールの機会を生み出します。新たなTLDレジストリの創設を通じたドメイン名空間の拡張は、ICANNの最も重要な任務とすべきです。  
・ インターネットのドメイン名空間の拡張は、( 技術的な束縛を別にして ) こうした束縛が存在する範囲を別にして ) 制約をもうけるべきではありません。ルートの脱集権化を通じての拡張とトップレベルのドメインの増加は特に求められているものです。  
・ インデックスコンテンツのマーケティング手段としてのドメイン名の使用はドメイン名に過剰な値打ちをつけ、イノベーションへの意欲を喪失させます。DNSの技術的な進歩は、商業的な利用によるマーケティングのテクノロジーとしてのその利用によって不当に禁じられるべきではありません。
- 8. ICANNはプライバシーを尊重しなければなりません。  
・ ICANNの政策や内部手続きはOECDのプライバシーガイドラインに基づく公正な情報の取り扱いFair Information Practicesの考え方に従うべきです。  
・ ICANNのドメイン名とアドレス管理の政策は、純粹にプライバシーを強化する技術の採用を阻害したり、匿名性の権利を侵害するべきではありません。
- 9. 経費は最小限にとどめ、公正であるべきです。  
世界のさまざまな場所で提供される同じサービスのあいだに貨幣的な価値での違いが生じることがあります。同様に、支払い能力のあるユーザーは劇的に変化しうるものです。  
・ ICANNの経費はそれぞれのユーザーに要する経費に応じて、それぞれが分担して負担すべきです。  
・ 多くの経費は商用インターネットユーザーに関する事項を片付けるためにICANN理事会に与えられた高度な特権から発生しています。こうしたユーザーはその経費を負担すべきです。  
・ ICANNは経費の最小化をつねに努力すべきです。( たとえば、ビジネスクラスの施設での理事会の会合ではなく、ICANNは非営利の施設を用いるべきです )  
・ ICANNは支出、ビジネス、経費管理、会計方法の外部監査を受けるべきです。評価基準は営利企業のそれではなく、公益法人のそれを用いるべきです。



## [インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ] ご利用上の注意

このPDFファイルは、株式会社インプレスR&D(株式会社インプレスから分割)が1994年～2006年まで発行した月刊誌『インターネットマガジン』の誌面をPDF化し、「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ」として以下のウェブサイト「All-in-One INTERNET magazine 2.0」で公開しているものです。

<http://i.impressRD.jp/bn>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、URL、団体・企業名、商品名、価格、プレゼント募集、アンケートなど)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真の撮影者、イラストの作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は収録されていない場合があります。
- このファイルやその内容を改変したり、商用を目的として再利用することはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用する際は、出典として媒体名および月号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレス R&D)、コピーライトなどの情報をご明記ください。
- オリジナルの雑誌の発行時点では、株式会社インプレス R&D(当時は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

このファイルに関するお問い合わせ先

**株式会社インプレスR&D**

All-in-One INTERNET magazine 編集部

[im-info@impress.co.jp](mailto:im-info@impress.co.jp)